

3 調査しない旨の通知をした事案

事案 (1) 滞納負担金に係る差押えについて 下水道事業受益者負担金について

対象機関	財務部収納課 都市整備部生活排水対策課 自治・市民環境部柿崎区総合事務所
申立ての趣旨	会社の顧客への売掛金等について、市が勝手に差押えをすることができるのか。 下水道事業で2か所の負担金を請求されているが、いずれも下水道を使用していないのに金額が多額で払えない。
調査しない理由	本申立ての要因となっている差押え調査等の手続については、法令に基づく手続であり、その不服申立てについても関係法令に従って行うべきものであります。また、公共下水道事業受益者負担金は、下水道を使用する際に納める使用料とは別のものであります。 以上のことから、上越市オンブズパーソン条例第12条第1項第5号の規定により「調査することが適当でない」と判断したものです。

事案 (2) 除雪に関する対応について

対象機関	都市整備部道路課雪対策室
申立ての趣旨	除雪車により自宅の塀が4mm内側に傾いた。担当課に調査を依頼したが、納得できる説明が無い。 職員の対応に誠意が感じられず、不愉快な思いをしている。
調査しない理由	本申立ては、市の委託業務による損害の有無を申し立てるものであり、法律的な判断を要するものであります。 以上のことから、上越市オンブズパーソン条例第12条第1項第5号の規定により「調査することが適当でない」と判断したものです。

事案 (3) 敬老祝賀事業に関する対応について

対象機関	福祉部高齢者支援課
申立ての趣旨	上越市とA町内会との委託事業（敬老祝賀事業）の受託契約（請書）の契約内容と実施報告書及び収支報告書の整合性が図られていない。 市は、敬老祝賀事業を契約による委託事業と補助金による補助事業と混同しているのではないかと。
調査しない理由	本申立ての対象となる市と町内会との関係についてみれば、実施報告書及び収支報告書で確認する限り、当該町内会において市からの委託を受けて敬老祝賀の事業が実施されたことは明らかであります。 以上のことから、上越市オンブズパーソン条例第12条第1項第4号の規定により申立人の主張には「正当な理由がない」と判断したものです。